（平成26年４月22日）

「地方中枢拠点都市」制度について

１ 「地方中枢拠点都市」制度に係る経緯と国の制度検討の概要
（１）地方中枢拠点都市に係る取り組みの経緯
（２）第30次地方制度調査会答申
（３）基礎自治体による行政サービス提供に関する研究会報告書
①概要①：研究会報告書の位置付け、「連携協約」の制度化
②概要②：地方中枢拠点都市（圏）
③概要③：地方中枢拠点都市のイメージ（該当する自治体）
（４）安倍内閣総理大臣の施政方針演説（26年1月24 日）
（５）地方自治法の一部を改正する法律案の概要
２ 「地方中枢拠点都市」に向けての取り組み
（１）地方中枢拠点都市のモデル都市指定に向けて
（２）モデル都市取り組みイメージ素案
（３）圏域全体の経済成長のけん引（イメージ素案）
（４）播磨圏域の連携に向けて
（５）平成２６年度モデル事業実施スケジュール（予定）

姫路市
地方中枢拠点都市推進室

資料１

1（1） 地方中枢拠点都市に係る取り組みの経緯

期　日	内　容
平成25年3月	中枢拠点都市研究会設立 ・参加市：姫路市（幹事）、新潟市、熊本市、宇都宮市、東大阪市、松山市、鹿児島市、浜松市（オブザーバー）
5月	全国市長会に対し、国への働きかけを要望
6月	第30次地方制度調査会第5回総会 ・「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」に、広域連携に取り組む「地方中枢拠点都市」の位置づけと「圏域における役割に応じた適切な財政措置を講じる必要」が盛り込まれた。
7月	第1回「基礎自治体による行政サービス提供に関する研究会」 ・地方中枢拠点都市の担うべき役割の整理、その役割に応じた適切な財政措置の検討など制度設計に取り組むため、総務省に設置
平成26年1月	第7回「基礎自治体による行政サービス提供に関する研究会」 ・報告書とりまとめ
	安倍内閣総理大臣が施政方針演説で地方中枢拠点都市について言及
3月	地方自治法の一部を改正する法律案が国会に提出される ・「連携協約」制度の創設等

1（2） 第30次地方制度調査会答申
【姫路市の提案で地方中枢拠点都市が地制調の答申に盛り込まれた】

25年3月に中枢拠点都市研究会を立ち上げ。昼夜間人口比率1以上、人口50万人以上の政令市・中核市に呼びかけ。

↓

25年5月、総務省に対し、「中枢拠点都市」の位置付けと財政措置を要望。

↓

25年6月の第30次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」において、新たな広域連携に取り組む「地方中枢拠点都市」の位置付けと「圏域における役割に応じた適切な財源措置を講じる必要」が盛り込まれた。

↓

上記答申を受けて、総務省は「基礎自治体による行政サービス提供に関する研究会」を設置（25年7月～26年1月）
地方中枢拠点都市の制度設計が本格化

1(3)① 基礎自治体による行政サービス提供に関する研究会報告書(概要①)

研究会報告書の位置付け

○ 我が国の総人口は、**平成60年には1億人を下回る**と推計され、**高齢化率も約20%から約40%へと大幅に上昇する**との見込み。

○ 第30次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」(平成25年6月25日総理手交)を踏まえ、市町村が基礎自治体としての役割を持続可能な形で果たしていくため、「連携協約」に基づく地方公共団体間の新たな広域連携のあり方を検討すべく、平成25年7月に研究会(座長:辻琢也一橋大学大学院法学研究科教授)を設置。計7回の議論を行い、平成26年1月24日に報告書を取りまとめ、**新たな広域連携のあり方に関する指針を提示**。

○ **今後、平成26年度実施の先行的モデル構築事業を検証**し、「連携協約」の記載事項や支援措置について更に検討。

○ 施策の推進に当たっては、**関係府省が連携**して集中的に支援措置を講じていくことが必要。

「連携協約」の制度化

○ 国家間の条約のように、**地方公共団体間で「連携協約」を締結**できる新たな仕組みを導入

- 地域の実情に応じて地方公共団体間で締結、紛争解決の手続もビルトイン
- 事務分担だけでなく、政策面での役割分担等についても、自由に盛り込むことが可能
  (例・・・圏域全体を見据えたまちづくりの方向性)
- 別組織(組合や協議会)を作らない、より簡素で効率的な相互協力の仕組み

⇨
- **自由度を拡大して、より一層の広域連携を促進。**
- **産学金官民の連携によるシティリージョンも推進。**

※ 地方自治法改正案を次期通常国会に提出

1（3）② 基礎自治体による行政サービス提供に関する研究会報告書（概要②）

地方中枢拠点都市（圏）

○ 地方中枢拠点都市の要件を満たす市と近隣市町村が締結する「連携協約」に、以下の役割ごとに具体的な取組を記載。「連携協約」締結により、圏域の境界（県境を含む）を越える都市間連携（シティリージョン）も推進。

※ 地方中枢拠点都市の要件：㋐政令指定都市、新中核市（地方自治法改正により人口20万人以上に要件を緩和予定）、㋑昼夜間人口比率1以上。全国で61市が該当（平均人口約45万人、中央値約34万人）。

① **圏域全体の経済成長のけん引**

都市圏域内の多様な資源・企業・人材を動員し、地方中枢拠点都市が成長のエンジンとなり、産学金官民が連携して地方の経済をけん引

② **高次の都市機能の集積**

都市圏域全体に対する高度・専門的なサービスを提供し、グローバルな人材が集まってくる環境を構築

③ **圏域全体の生活関連機能サービスの向上**

都市圏域全体の利便性を向上し、近隣市町村の住民のニーズにも対応

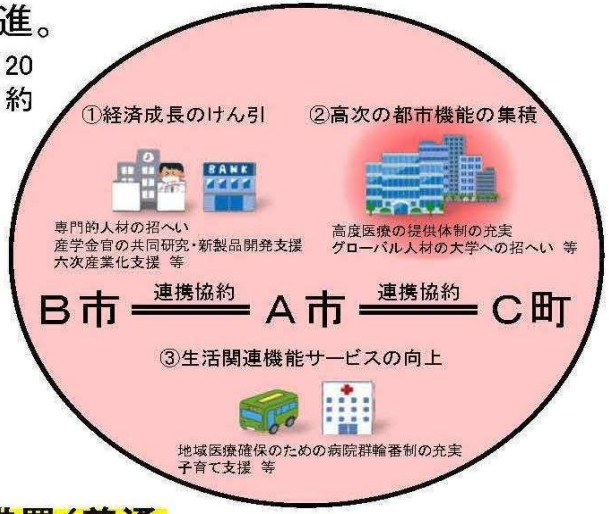

○ 上記役割に応じて、地方中枢拠点都市となる市に対して**地方財政措置（普通交付税及び特別交付税）**。

※ ③の役割については、地方中枢拠点都市と近隣市町村が協働しながら果たしていくものであることから、双方に対して地方財政措置。

○ 地方中枢拠点都市の首長と近隣市町村の首長とが**定期的に協議**すべきことを「連携協約」に記載し、丁寧な調整を担保。

○ 平成26年度については、国費モデル事業として1．3億円を計上。これを活用して先行的なモデルを構築。
平成27年度より本格的に地方財政措置を講じ、全国展開を図る。
※地方財政措置の詳細については、先行的モデルを構築する中で具体化。
※シティーリージョンの推進につながる。

○ 施策の推進にあたっては、関係府省と横串で連携。

1(3)③ 基礎自治体による行政サービス提供に関する研究会報告書(概要③)

○は、三大都市圏

●は、地方中枢拠点都市のイメージ(①地方圏の指定都市、新中核市(人口20万人以上)、②昼夜間人口比率1以上で圏域を支える都市)

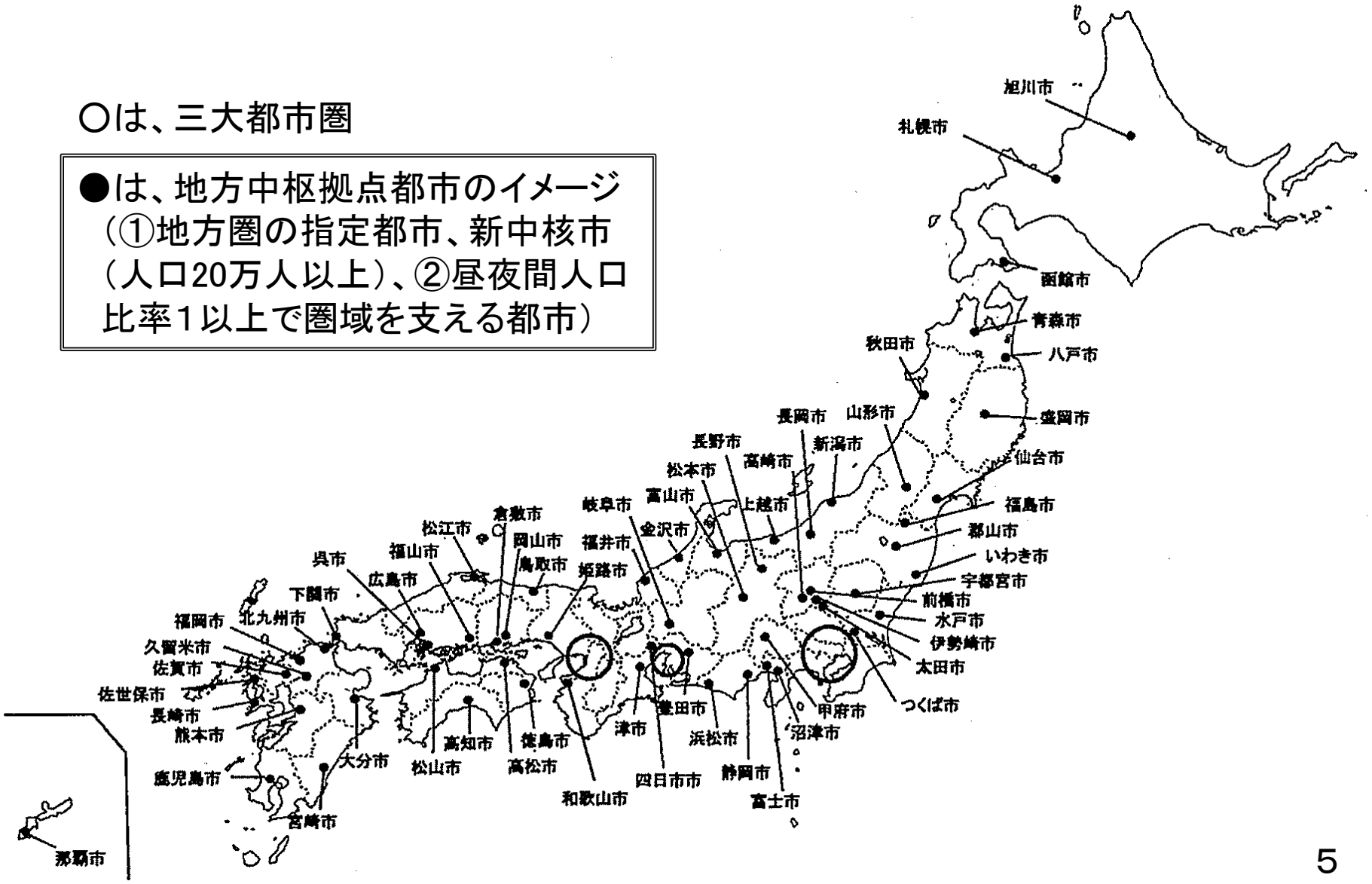

１（４） 安倍内閣総理大臣の施政方針演説（26年1月24日）【地方中枢拠点都市制度の創設を明言】

【第１８６回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説（抜粋）】

八　地方が持つ大いなる可能性を開花させる

（元気な地方を創る）

人口減少が進む中においても、元気な地方を創る。これは大いなる挑戦であります。

自主性と自立性を高めることで、個性豊かな地方が生まれます。一次内閣で始めた第二次地方分権改革の集大成として、地方に対する権限移譲や規制緩和を進めます。

行政サービスの質と量を確保するため、**人口二十万人以上の地方中枢拠点都市と周辺市町村が柔軟に連携する、新たな広域連携の制度を創ります。**中心市街地に生活機能を集約し、併せて地方の公共交通を再生することにより、まち全体の活性化につなげてまいります。

1（5） 地方自治法の一部を改正する法律案の概要（地方中枢拠点都市関係）

地方中枢拠点都市制度の創設に関連した地方自治法の主な改正は以下のとおり。

新たな広域連携の制度の創設

○「連携協約」制度の創設

・普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体と連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める連携協約を締結できることとする。

※連携協約の締結については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

・連携協約に係る紛争があるときは、自治紛争処理委員による処理方策の提示を申請することができることとする。

○「事務の代替執行」制度の創設（三大都市圏、条件不利地域における都道府県補完、地方中枢拠点都市）

・普通地方公共団体は、その事務の一部を、当該普通地方公共団体の名において、他の普通地方公共団体の長等に管理・執行させること（事務の代替執行）ができることとする。

2（1） 地方中枢拠点都市のモデル都市指定に向けて

新たな広域連携の取り組みを推進するため、26年度に国が積極的に支援して先行的なモデル都市を全国数団体指定（26年度予定額約1．3億円、1件あたり上限1,500万円）

【モデル事業の概要】（地方中枢拠点都市関連）

● 先行的モデルとなる連携協約締結に向けた準備を行い、また、連携協約に基づく以下の取組の事業規模について検討する。

① 圏域全体の経済成長のけん引	② 高次の都市機能の集積	③ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上
・産学金官民が一体となった協議会立ち上げ ・経済戦略の策定 ・産業クラスター形成 ・イノベーション実現、新規産業促進 ・消費者ニーズにマッチした商品開発 ・戦略的な観光施策 ・その他、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策	・高度な医療サービスの提供 ・高度な中心拠点の整備 ・広域的公共交通網の構築 ・高等教育・研究の環境整備 ・その他、高次の都市機能の集積に係る施策	・生活機能の強化に係る政策分野 地域医療、福祉、教育、土地利用、地域振興、防災、持続可能な圏域形成など ・むすびつきやネットワーク強化に係る政策分野 地域公共交通、ICTインフラ、交通インフラ、地産地消、交流・移住促進など ・圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野 人材育成、外部からの人材確保、職員交流など

姫路市は、26年度の国のモデル都市に応募

人口減少・超高齢社会において、新たな広域連携の仕組みが地方中枢拠点都市であり、モデル都市は政令指定都市・中核市の中でも、特に地域全体を牽引するエンジンとなる都市を想定。

● スケジュール

応募提案書提出（5月8日）⇒モデル事業選定（6月中（予定））⇒調査報告書提出（27年2月27日）

〈参考：連携協約議決スケジュール予定〉（姫路市の例）

6月及び9月議会⇒進捗状況説明　12月又は3月議会⇒連携協約議案上程

2（2） モデル都市取り組みイメージ素案

（仮称）播磨圏域活性化ビジョン

医療福祉	子育て	教　育	産業振興	観光交流	防　災	地域交通	環　境	地域活動

（仮称）播磨圏域活性化推進会議（連携協約締結市町の首長）⇔（各構成市町議会による連携協約議決）

➢下記1～4の取り組みの成果を集約し、反映する。
➢構成市町との協議や各分野の関係者からの意見聴取等を実施。

1．播磨圏域経済成長戦略会議

①圏域全体の経済成長をけん引する施策について、産学金官民によるラウンドテーブルを設置し経済成長戦略を策定するとともに、平成27年度以降も継続してフォローアップに取り組む。下部に圏域内の関係者と各市町担当者により組織するクラスターを設け、テーマごとに具体的な検討を行う。

播磨圏域経済成長戦略会議　キックオフ会議（４月２２日開催）
- 姫路商工会議所会頭、加古川商工会議所会頭、相生商工会議所会頭
- 姫路経営者協会会長、兵庫西農業協同組合代表理事組合長
- 兵庫県立大学学長、姫路獨協大学学長
- 三井住友銀行常務執行役員神戸法人営業本部長
- 姫路市長、加古川市長、相生市長

※オブザーバー：東播磨県民局長、中播磨県民センター長、西播磨県民局長

【播磨圏域経済成長戦略会議 総会】（キックオフメンバーを拡大）
（産業界・民間）各構成市町の商工会議所会頭又は商工会会長、経営者協会会長
JA組合長など
（　大　　学　）兵庫県立大学学長、姫路獨協大学学長
（金 融 機 関）三井住友銀行常務執行役員神戸法人営業本部長、信用金庫理事長
（地　公　体）姫路市長、播磨圏域活性化推進検討会参加市町長
※オブザーバー：３県民局長、中播磨県民センター長

- 広域観光クラスター
- ブランド育成クラスター
- イノベーションクラスター

連携

2．播磨広域連携協議会

播磨圏域（13市9町）では既にいくつかの広域連携事業を行っている。
今後は、各クラスターとの連携など、経済成長戦略に掲げる事業との相乗効果が発揮されるように、播磨広域連携協議会の事業と地方中枢拠点都市の事業について、連携を図っていく必要がある。

【これまでの播磨広域連携協議会の主な事業】
- はりま酒文化ツーリズム（観光）
- 日本郵便株式会社との連携（防災、福祉、地域振興）
- 広域防災連携協定に基づく合同防災訓練（防災）

○播磨広域連携協議会構成市町
姫路市、相生市、加古川市、赤穂市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、宍粟市、加東市、たつの市、多可町、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町
※明石市は26年4月22日から加盟予定

3．播磨圏域活性化推進検討会　※モデル事業参加市町

- ①圏域全体の経済成長のけん引、②高次の都市機能の集積、③生活関連機能サービスの向上に係る連携事業について検討
- その他連携協約締結に向けた諸課題について検討

【参加予定市町】　合計○市△町
- 地方中枢拠点都市　：姫路市
- 10%以上通勤・通学圏　：○○市、□□町・・・・・（4市5町中▲市■町）
- 10%未満通勤・通学圏　：▲▲市、◆◆町

※現在、播磨圏域（12市9町）にモデル事業への参加の意向を問い合わせ中

連携

4．姫路市地方中枢拠点都市推進会議

市長をトップとする推進会議を設置し、その下に主幹級によるＰＴを組織。①圏域全体の経済成長のけん引、②高次の都市機能の集積、③生活関連機能サービスの向上の検討を行う庁内連絡体制を整備。
平成２６年４月から姫路市企画政策推進室の中に地方中枢拠点都市推進室を設置。１～４の事務局として運営を行う。

2（3） 圏域全体の経済成長のけん引（イメージ素案）

播磨広域連携協議会

播磨圏域活性化推進検討会

連携

○産学金官民によるラウンドテーブルを設置し、経済成長戦略を策定

播磨圏域経済成長戦略会議

（産業界・民間）各構成市町の商工会議所会頭又は商工会会長、経営者協会会長
JA組合長　など
（　大　　学　）兵庫県立大学学長、姫路獨協大学学長
（ 金 融 機 関 ）三井住友銀行、信用金庫
（ 地　公　体 ）姫路市長、播磨圏域活性化推進検討会参加市町長
※オブザーバー：3県民局長、中播磨県民センター長

連携

姫路市中枢拠点都市推進会議

（Ⅰ）イノベーション クラスター

・圏域内の事業者に向けた異分野異業種交流
・新素材・新技術に関する講座の開設
・事業化に向けた産学金官の共同研究の実施
・企業・大学間のコーディネーターの育成
・新技術・新製品開発のための中小企業支援
・起業に向けたセミナー開催
・転廃業・集約化の促進　等
（具体例：高度研究施設の利活用支援、水素エネルギー社会実現に向けた先駆的取組、木質バイオマスによる環境エネルギー支援、新産業創出支援　等）

（Ⅱ）ブランド育成 クラスター

・地域ブランド育成のための試作やPRの支援
・六次産業化に向けた設備投資の支援
・専門家の紹介・派遣
・売上動向等のデータ把握と商品開発への反映　等
（具体例：播磨ブランドの確立とPR・販売、展示会・見本市等の開催、新品種の開発・普及による農家育成　等）

（Ⅲ）広域観光 クラスター

・圏域内観光の受皿整備のための基本構想・計画の策定
・圏域全体の観光資源を対象としたプロモーションやファムツアーの実施
・外国人観光客の誘致活動
・圏域外の観光客を見込んだ大規模イベントの開催
・経済波及効果・情報発信力の高い国際会議等の誘致と圏域内関連ビジネスとのマッチングの促進　等
（具体例：広域観光ツアーの企画・販売、インバウンド観光の推進、路線バスを活用した旅の開発、観光案内アプリの開発・普及　等）

2（4） 播磨圏域の連携に向けて

「基礎自治体による行政サービス提供に関する研究会」報告書では、「地方中枢拠点都市は、原則として、少なくとも経済的結びつきが強い通勤・通学10%圏内の市町村と連携協約を結ぶこと」を想定。

①平成26年度にモデル事業を実施
②播磨広域連携協議会で連携事業を検討

⇒播磨広域連携協議会の構成市町に幅広く呼びかけ

【姫路市の通勤・通学圏】

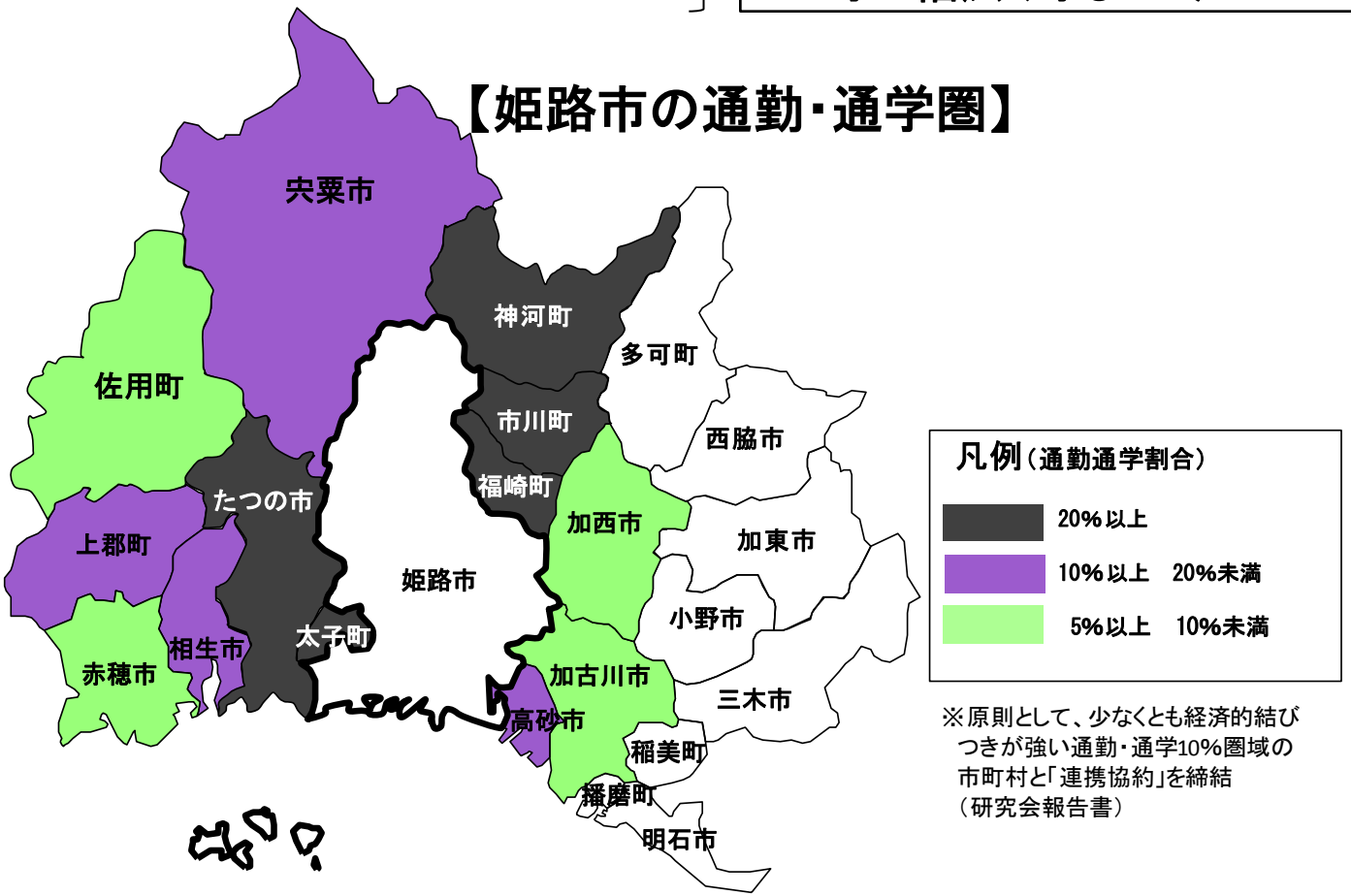

※原則として、少なくとも経済的結びつきが強い通勤・通学10%圏域の市町村と「連携協約」を締結（研究会報告書）

2（5） 平成26年度モデル事業実施スケジュール(予定）

期　日	実　施　内　容
平成26年4月	総務省地方中枢拠点都市モデル事業応募開始（7日） 播磨圏域経済成長戦略会議キックオフ会議を開催（22日）
5月	総務省地方中枢拠点都市モデル事業募集終了（8日） 播磨圏域経済成長戦略会議各クラスター始動
6月	総務省地方中枢拠点都市モデル事業採択 第1回播磨圏域経済成長戦略会議開催（調整中）
10月	第2回播磨圏域経済成長戦略会議開催（経済成長戦略策定）
12月 ～ 平成27年3月	連携協約に係る議案について各市町の議会において可決 （平成26年12月又は平成27年3月） 総務省地方中枢拠点都市モデル事業報告書提出 （期限：平成27年2月27日）